

平成29年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社H A R U K A 代表者佐々木春霞
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区北幸1-11-5 (本社営業所) 東京都足立区入谷3-15-23
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年8月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条第2項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社土浦観光バス 代表者池田忠宜
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市真鍋3-13-8 (本社営業所) 茨城県土浦市真鍋3-13-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年1月28日及び平成28年2月19日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(5)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年3月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	常陽交通株式会社 代表者小澤智子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県小美玉市野田291 (本社営業所) 茨城県小美玉市野田292
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年2月23日及び平成28年3月18日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)